

塩谷町告示第 28 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、塩谷町財務規則第 34 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

塩谷町長 見形 和久

記

1. 指定納付受託者に納付させる歳入
寄附金（ふるさと納税寄附金）

2. 指定納付受託者

名称	所在地	期間
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F	令和 8 年 4 月 1 日から 契約期間満了まで
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3	令和 8 年 4 月 1 日から 契約期間満了まで
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁 目 1 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日から 契約期間満了まで
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁 目 14 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階	令和 8 年 4 月 1 日から 契約期間満了まで